

## 令和6年第3回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月27日(水) 午前9時30分～午前9時52分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 18名

|        |     |     |   |   |   |     |   |   |   |
|--------|-----|-----|---|---|---|-----|---|---|---|
| 会長     | 19番 | 畑   | 雄 | 二 |   |     |   |   |   |
| 会長職務代理 | 18番 | 田   | 中 | 政 | 幸 |     |   |   |   |
| 委員     | 1番  | 安   | 藤 | 直 | 樹 | 2番  | 千 | 葉 | 芳 |
|        | 3番  | 五十嵐 |   | 勝 |   | 4番  | 山 | 田 | 和 |
|        | 5番  | 長谷川 | 彰 | 徳 |   | 6番  | 岩 | 間 | 秀 |
|        | 7番  | 貞   | 廣 | 樹 | 良 | 8番  | 赤 | 澤 | 良 |
|        | 9番  | 伊   | 藤 | 貢 | 三 | 10番 | 峯 | 崎 | 光 |
|        | 11番 | 鈴   | 木 | 英 | 昭 | 12番 | 吉 | 田 | 彰 |
|        | 13番 | 中   | 澤 | 裕 | 幸 | 15番 | 太 | 田 | 英 |
|        | 16番 | 鈴   | 木 | 孝 | 典 | 17番 | 白 | 木 | 義 |

欠席委員(1名) 14番 土屋 典 昭

- 4 説明員 高橋事務局長・山下事務局次長・長江農業振興係長
- 5 議事日程
  - 第1 会議録署名委員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般報告
  - 第4 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
  - 第5 議案第9号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
  - 第6 議案第10号 令和6年度農業委員会事業計画決定の件
  - 第7 議案第11号 令和6年度最適化活動の目標の設定等決定の件

## 令和6年第3回農業委員会総会

議長

ただいまより、令和6年第3回美唄市農業委員会総会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。

議席番号14番土屋典昭委員は都合により欠席いたします。

つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、議席番号1番安藤直樹委員、17番白木義一委員を指名いたします。

つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

委員  
議長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。

つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。

つぎに3月4日から開催された、令和6年第1回市議会定例会について、事務局から報告願います。

事務局長  
議長  
委員  
議長

(報告)

以上で報告が終わりました。ご質問ございませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。

つぎに、日程の第4、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

山下次長

ただいま議題となりました、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。

このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。

これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否

議 長  
  
委 員  
議 長

について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。

場所につきましては、議案第8号資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局から説明があった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり許可することに決定をいたします。

つぎに、日程の第5、議案第9号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。

番号1番の審議を行いますので、安藤直樹委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。

(安藤直樹委員 一時退席)

事務局から番号1番について説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました議案第9号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番についてご説明いたします。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は賃借権設定です。

(議案朗読省略)

なお、番号1番については、個人が利用権の設定等を受けるものであり、16ページ別添1調査書のとおり、農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第9号資料番号1番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、3月27日を予定しております。

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長        | <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいま、事務局から説明があつた旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 1 番ついて、質疑を行います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 委 員<br>議 長 | <p>(なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって原案のとおり決定をいたします。</p> <p>少々お待ちください。</p> <p>(安藤直樹委員 着席)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|            | <p>引き続き、番号 2 番から 7 番の審議を行いますので、貞廣樹良委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。</p> <p>(貞廣樹良委員 一時退席)</p> <p>事務局から番号 2 番から 7 番について説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 長江係長       | <p>ただいま議題となりました議案第 9 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 2 番から 7 番についてご説明いたします。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は賃借権設定です。</p> <p>(議案朗読省略)</p> <p>なお、番号 2 番から 7 番については、法人が利用権の設定等を受けるものであり、17 ページ別添 2 調査書のとおり、農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>場所につきましては、議案第 9 号資料番号 2 番から 7 番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、3 月 27 日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長        | <p>ただいま、事務局から説明があつた旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 2 番から 7 番ついて、質疑を行います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 委 員<br>議 長 | <p>(なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって原案のとおり決定をいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長江係長       | <p>少々お待ちください。</p> <p>(貞廣樹良委員 着席)</p> <p>引き続き、番号８番の審議を行いますので、峯崎光行委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。</p> <p>(峯崎光行委員 一時退席)</p> <p>事務局から番号８番について説明を求めます。</p> <p>ただいま議題となりました議案第９号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号８番についてご説明いたします。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は賃借権設定です。</p> <p>(議案朗読省略)</p> <p>なお、番号８番については、個人が利用権の設定等を受けるものであり、１６ページ別添１調査書のとおり、農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>場所につきましては、議案第９号資料番号８番のとおりとなっております。</p> <p>また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、３月２７日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長        | <p>ただいま、事務局から説明があつた旧農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号８番について、質疑を行います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 委 員<br>議 長 | <p>(なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって原案のとおり決定をいたします。</p> <p>少々お待ちください。</p> <p>(峯崎光行委員 着席)</p> <p>引き続き、事務局から番号１番から８番以外について説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 長江係長       | <p>ただいま議題となりました議案第９号、旧農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号１番から８番以外についてご説明いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は、番号9番は所有権移転、番号10番から32番までは賃借権設定、番号33番から35番までは使用貸借権設定となっています。

(議案朗読省略)

なお、番号9番から29番については個人が利用権の設定等を受けるものであり、16ページ別添1調査書、番号30番から35番については法人が利用権の設定等を受けるものであり、17ページ別添2調査書のとおり、農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第9号資料番号9番から35番のとおりとなっております。

また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、3月27日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番から8番以外について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員  
議長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

つぎに、日程の第6、議案第10号、令和6年度農業委員会事業計画決定の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

事務局長

ただいま議題となりました議案第10号、令和6年度農業委員会事業計画決定の件について、ご説明いたします。

総務委員会から下記のとおり報告がありましたので付議するものです。

事業計画作成の経過としましては、1月31日開催された総務委員会及び農振委員会、並びに2月28日に開催された委員協議会において、協議・検討を行い原案の承認を得たものです。

結果につきましては、令和6年度農業委員会事業計画(案)別冊のとおりとなっております。

|      |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |   | <p>なお、内容につきましては、委員協議会でご説明した内容と変更はありません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議    | 長 | <p>ただいま事務局から説明があった令和6年度農業委員会事業計画決定の件について、質疑を行います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                              |
| 委    | 員 | <p>(なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議    | 長 | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって原案のとおり決定し、事業に取り組んで行くことといたします。</p> <p>つぎに、日程の第7、議案第11号、令和6年度最適化活動の目標の設定等決定の件を議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                   |
| 山下次長 |   | <p>ただいま議題となりました議案第11号、令和6年度最適化活動の目標の設定等決定の件について、ご説明いたします。</p> <p>総務委員会から下記のとおり報告がありましたので付議するものです。</p> <p>経過としましては、2月28日に開催された委員協議会において、協議・検討を行い、原案の承認を得たものです。</p> <p>なお、委員協議会で説明した内容から、認定農業者、新規認定就農者、農業参入法人の経営体数を修正しております。これ以外について変更はございません。</p> <p>結果につきましては、令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)別冊のとおりとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議    | 長 | <p>ただいま事務局から説明があった令和6年度最適化活動の目標の設定等決定の件について、質疑を行います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                           |
| 委    | 員 | <p>(なしの声)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議    | 長 | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって原案のとおり決定をいたします。</p> <p>以上をもちまして、第3回農業委員会総会は閉会いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                          |